

岡崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
R4年度	人 384,422	千円 143,135,806	千円 7,295,937	千円 22,628,290	% 15.8	% 16.2

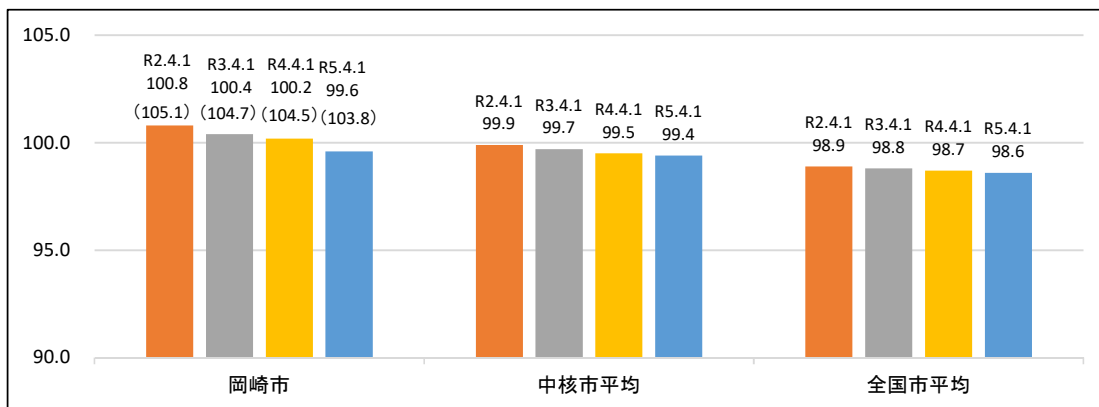
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 2,499	千円 8,471,556	千円 2,793,413	千円 3,436,324	千円 14,701,293	千円 5,883

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費を含まれていない。

(参考)中核市平均 一人当たり給与費
千円 6,293

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。
 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

若年層については据え置き。高齢層については最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日から国基準4%に対し、

岡崎市においては8%支給。平成29年4月1日から国基準6%に対し、岡崎市においては9%、

平成30年4月1日から国基準6%に対し、岡崎市においては10.5%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4月1日時点	遡及改定後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
国基準による支給割合	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
岡崎市の支給割合	8 %	8 %	8 %	9 %	10.5 %	10.5 %	10.5 %	10.5 %	10.5 %	10.5 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(5) 特記事項

平成15年4月1日 中核市移行

平成18年1月1日 額田町と編入合併

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡崎市	40.1 歳	303,216 円	423,783 円	364,743 円
愛知県	41.4 歳	320,829 円	424,536 円	373,578 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
中核市	42.1 歳	318,629 円	414,556 円	363,483 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
岡崎市	51.1 歳	313 人	286,667 円	350,700 円	328,703 円
うち清掃職員	51.5 歳	93 人	313,006 円	392,196 円	364,507 円
うち用務員	54.3 歳	70 人	262,615 円	311,257 円	297,293 円
うち自動車運転手	48.2 歳	8 人	310,900 円	432,618 円	361,685 円
愛知県	52.3 歳	175 人	298,361 円	356,839 円	334,665 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円
中核市	50.8 歳	189 人	319,196 円	375,461 円	349,871 円

区 分	民 間			参 考	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
岡崎市	—	— 歳	— 円	—	- 円	- 円	-
うち清掃職員	廃棄物処理業 作業員	47.3 歳	310,800 円	1.26	6,319,752 円	4,321,100 円	1.46
うち用務員	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.29	5,082,284 円	3,253,900 円	1.56
うち自動車運転手	自家用乗用 自動車運転者	53.5 歳	224,500 円	1.93	6,681,116 円	2,888,100 円	2.31

- (注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)を使用している。
- 4 技能労務職の職種と民間企業の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		岡崎市	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	196,300 円	185,200 円
	高 校 卒	154,900 円	162,700 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

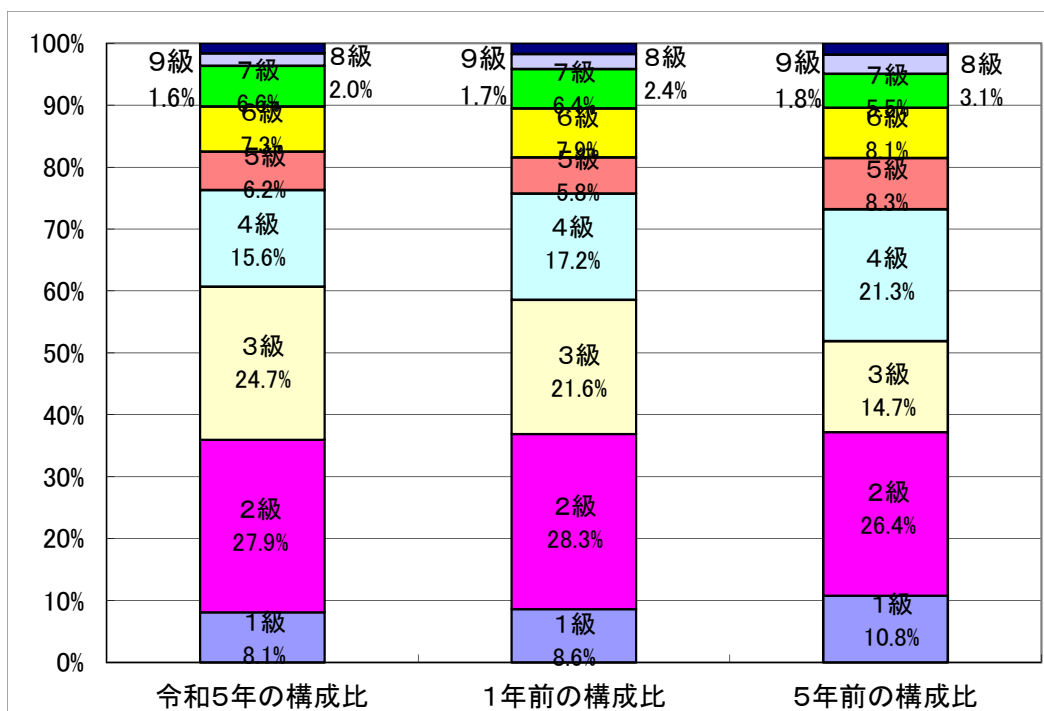
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,634 円	346,830 円	384,075 円	412,541 円
	高 校 卒	218,725 円	299,087 円	303,750 円	344,747 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

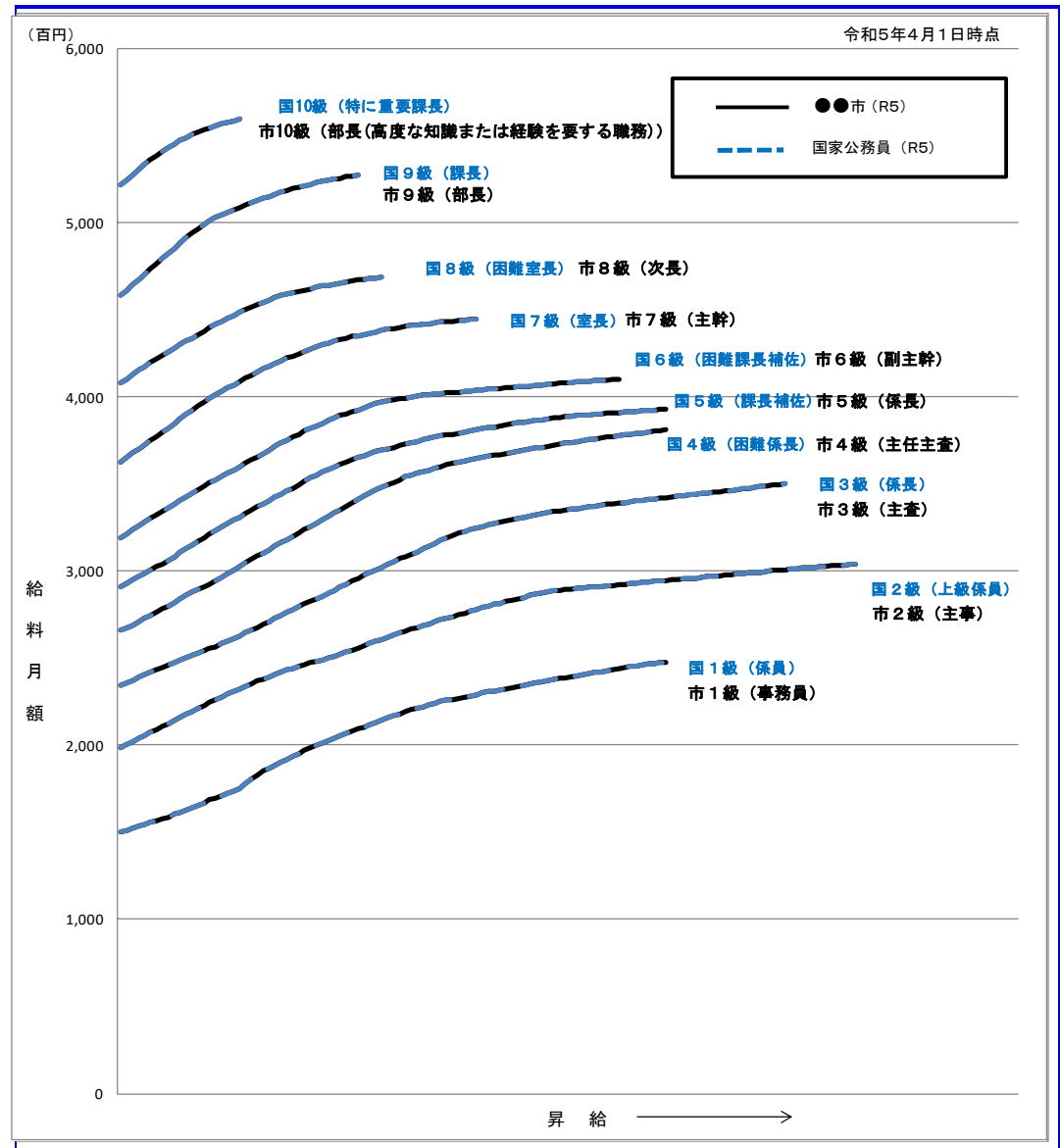
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員	94 人	8.1 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事	322 人	27.9 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主査	285 人	24.7 %	234,400 円	350,000 円
4 級	主任主査	180 人	15.6 %	266,000 円	381,000 円
5 級	主任主査	72 人	6.2 %	290,700 円	393,000 円
6 級	主幹	84 人	7.3 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	76 人	6.6 %	362,900 円	444,900 円
8 級	次長	23 人	2.0 %	408,100 円	468,600 円
9 級	部長	19 人	1.6 %	458,400 円	527,500 円
10 級	部長	0 人	0.0 %	521,700 円	559,500 円

- (注) 1 岡崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 10級には在級職員なし

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(岡崎市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岡 崎 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(R4年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(R4年度) 1,738 千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の反映状況(一般行政職)(岡崎市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

岡 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,615 千円	21,033 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)		943,621 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		362,235 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岡崎市	10.5 %	2,605 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレ			103.8 %
(ラスパイレ指数)			99.6 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度普通会計決算)	82,707 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	80,787 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R4年4月実績)	39.3 %
手当の種類	26 種類

特殊勤務手当一覧

手当の名称	左記職員に対する 支給区分と単価		主な支給対象業務	主な支給 対象職員
賦課徴収業務 手当 ※技能業務職 は固定資産評 価作業手当	日額	ア 100円(専ら家屋の評価の業務に従事した場合 200円) イ 200円(滞納整理の業務に従事した場合 300円)	ア 出張による固定資産の評価 イ 出張による市税又は税外収入の徴収又は滞納整理	一般行政職 税務職
	日額	100円(専ら家屋の評価の業務に従事した場合 200円)	出張による固定資産の評価	技能労務職
社会福祉業務 手当	日額	300円	福祉事務所に勤務する職員が、専ら生活保護に関する業務に従事	一般行政職
行旅病人等取 扱手当	1回	ア 3,300円 イ 1,700円	ア 行旅死亡人又は生活保護の非保護者のうち行旅死亡人に準ずるものの収容業務に従事 イ 行旅病人の収容業務に従事	一般行政職
保健所医師手 当	月額	150,000円	保健所に勤務する医師が、公衆衛生業務に従事した場合	医師職

精神保健業務手当	日額	300円	保健所に勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定による精神障害者に対する相談又は指導を訪問して行う業務その他規則で定める業務に従事	医療技術職 看護・保健職
防疫等業務手当 ※技能業務職は防疫等作業手当	日額	ア 290円 イ 300円(専ら抑留に必要な業務に従事した場合100円) ウ 100円	ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員が、次に掲げる業務に従事した場合 (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の患者若しくは感染症の病原体等を保有する者又はこれらの疑いのある者の救護 (イ) 感染症の病原体等に汚染され、又は汚染されている疑いのある動物又は病虫害の防疫 (ウ) 感染症の病原体等の付着した物件又は付着の疑いのある物件の防疫業務 イ 狂犬病の予防等のため、犬その他の動物の検診若しくは捕獲の業務又はこれらの抑留に必要な業務に従事 ウ 獣医師の資格を有する職員が、家畜その他の動物の診療業務に従事	一般行政職 医療技術職 医師職
		3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に規定するもの)から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて市長が定めるものに従事	
		ア 290円 イ 290円 ウ 300円(専ら抑留に必要な作業に従事した場合100円)	ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症の病原体を保有する者又はその疑いのある者を救護する作業 イ 感染症の病原体を保有する動物若しくは病虫害若しくは感染症の病原体の付着した物件又はその疑いのある動物若しくは病虫害若しくはその疑いのある物件を処理する作業 ウ 狂犬病の予防等のため、犬その他の動物の検診若しくは予防注射の補助作業若しくは捕獲の作業又はこれらの抑留に必要な作業	

	日額	3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令に規定するもの)から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事	技能労務職
有害物取扱手当	日額	250円	毒物、劇物又は有機溶剤を使用して行う試験検査等	医療技術職 看護・保健職 研究職 一般行政職
	日額	250円	毒物、劇物又は有機溶剤を使用して行う作業	技能労務職
取締業務手当 ※技能業務職は危険物保安手当	日額	200円	ア 公害等の防止又は生活環境の保全のために行う立入検査等 イ 消防法の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等	一般行政職 消防職
	日額	200円	消防法の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業	技能労務職
用地交渉等手当	日額	1,000円(業務が深夜において行われた場合 当該額に100分の50に相当する額を加算した額)	事業に必要な土地の取得等に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務に従事	一般行政職
災害応急業務等手当 ※技能業務職は災害応急作業等手当	日額	ア 巡回監視の場合 710円 イ 応急業務等の場合 1,080円 ウ その他の場合 840円	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急業務若しくは応急業務のための災害状況の調査に従事 (ア)河川の堤防等 (イ)道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 (ウ)鉄道施設等 イ 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める業務に従事 ウ ア、イに掲げる業務に相当すると市長が認める業務に従事した場合	一般行政職 消防職

	日額	ア 巡回監視 710円、応急 作業 1,080 円 イ 840円 ウ 500円	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺若しくは鉄道施設等において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業 イ 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める作業 ウ 勤務時間条例第2条の規定により定められた勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で行う作業	技能労務職
高所業務手当	日額	220円(地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合 320円)	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、検査、消火活動等	一般行政職 消防職
建築主事手当	日額	250円	建築主事が、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認その他規則で定める業務に従事	一般行政職
下水道管理業務手当 ※技能業務職は下水道等管理作業手当	日額	200円(専ら供用済みの污水管又は合流管の清掃又は点検の業務に従事した場合 400円)	下水道施設の維持管理のため下水路の清掃又は点検の業務に従事	一般行政職
	日額	ア 1,000円 イ 300円	ア 下水管路内又は市営住宅の便槽内の補修作業 イ 公共施設又は市営住宅の便所の清掃又は補修の作業	技能労務職
診療手当	月額	診療収入の100分の5以内、診療所は100分の20以内で市長が定める額	病院又は診療所に勤務する医師並びに医療技術職員及び看護等職員のうち市長が定めるものが、診療の業務に従事	医師職
放射線取扱手当 ※技能労務職は特殊現場作業手当	日額	350円(補助業務 180円)	エックス線その他の放射線を人体等に対して照射する業務	一般行政職 医師職 医療技術職 看護・保健職
	日額	180円	エックス線その他の放射線を人体等に対して照射する業務の補助作業	技能労務職
			ア 獣医師の資格を有する職員又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員が、次に掲げる業務に従事	

医療業務手当	ア 日額 イ 1回 ウ 日額	ア 200円(補助業務に従事した場合100円) イ 2,500円 ウ 市長が定める額	(ア)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の患者若しくは感染症の病原体等を保有する者又はこれらの疑いのある者の検査業務 (イ)血液の浄化又は水治療の業務 イ 病院等に勤務する医療技術職員が、解剖又は検査を介助する業務に従事合 ウ 病院等に勤務する職員が、通常業務以外に特に命ぜられた医療業務に従事	医師職 医療技術職 看護・保健職
夜間看護等手当	1回	ア 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,800円、深夜の一部を含む勤務で、深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,500円、2時間以上4時間未満の場合 3,000円、2時間未満の場合 2,100円 イ 1,620円	ア 病院等に勤務する看護等職員が、岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条の規定により定められた勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事 イ 病院等に勤務する医療技術職員又は看護等職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事	医療技術職 看護・保健職
消防業務手当	1回	500円(消防用自動車を運転した場合750円)	消防職員が、次の業務に従事した場合 ア 火災の鎮圧又は災害の復旧の業務 イ 正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で消防の業務	消防職
救急救命業務手当	1回	ア 200円 イ 250円	消防職員が、次の業務に従事した場合 ア 傷病者の救護若しくは搬送の業務又はこれらを補助する業務 イ 救急救命士法の規定による救急救命士が診療の補助として救急救命処置の業務	消防職
潜水業務手当	時間額	310円	消防職員が、潜水器具を着用して行う救助の業務に従事	消防職
指導主事手当	月額	市長が定める額	教育委員会に勤務する指導主事が、教育関係職員の教科指導又は研修の業務に従事	その他教育職
動力機械等取扱手当	日額	ア 200円 イ 400円	ア ボイラーの取扱作業又はガス若しくは電気を使用して行う溶接作業 イ 動力草刈機又はチェーンソーを使用して行う作業	技能労務職
道路上作業手当	日額	300円(除雪の作業 450円)	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業又は降雪等により生じる危険を防止するための除雪若しくは融雪剤散布の作業	技能労務職
猛獣等飼育作業手当	日額	300円	動物園で行う猛獣、猛きんその他これらに類する動物の飼育作業	技能労務職

汚物等処理作業手当	日額	300円	病院又は診療所における汚物又は感染症の病原体の付着した廃棄物若しくはその疑いのある廃棄物の処理の作業	技能労務職
特殊現場作業手当	日額	ア 1,000円 イ 900円	ア 下水終末処理場における下水の処理又はし尿処理場におけるし尿の収集、運搬若しくは処分の作業 イ 廃棄物の収集、運搬若しくは処分の作業又は作業用機械の整備作業	技能労務職

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R4年度決算)	721,188 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	317 千円
支給実績(R3年度決算)	506,208 千円
職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)	188 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度普通 会計決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額(R4 年度決算)
扶養手当	配偶者 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 子 10,000円 父母等 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 満16歳～22歳年度の子の加算 5,000円	同じ	—	229,877 千円	257,710 円
住居手当	借家居住者 11,000円を超える家賃の額に 応じ、最高28,000円	同じ	—	156,023 千円	309,569 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額(上限 55,000円) 自動車等使用者 通勤距離に応じて支給 (上限29,300円)	一部 異なる	自動車等使用 者の距離区分 及び支給額	228,637 千円	106,096 円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則 で定めるものに支給 50,000円～114,200円	異なる	支給区分及び 支給額	261,669 千円	941,255 円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 勤務1時間につき勤 務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	127,629 千円	554,909 円
初任給調 整手当	医療職 10,000円、15,000円	一部 異なる	支給対象者及 び区分	836 千円	139,333 円
単身赴任 手当	公所を異にする異動又は在勤する公所の移 転に伴い、転居し、やむを得ない事情により 同居していた配偶者と別居し、単身で生活す ることを常況とし、制限距離(60km)を満たす 職員に支給 30,000円(距離が100km以上で ある場合 距離に応じ8,000円～70,000円加 算)	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務することを命ぜられ た職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額 の100分の25	同じ	—	38,356 千円	131,356 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一回4,200円(執務が行われる時間が通常 の2分の1に相当する時間である日に退庁時 から引き続いて行われる場合 6,300円、勤 務時間が5時間未満の場合 50/100) 常直 一月21,000円(日数が2分の1以下の 場合 10,500円)	一部 異なる	支給区分	363 千円	181,500 円
管理職員 特別勤務 手当	規則で定める職員が臨時又は緊急の必要そ 他の公務の運営の必要により週休日又は 休日等に勤務した場合 勤務1回につき管理職手当の区分に基づき 6,000円～12,000円 勤務に従事した時間が6時間を超える場合 100分の150	同じ	—	2,507 千円	13,057 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給料	市 長	1,116,000 円	(参考)中核市における最高／最低額		
	副 市 長	937,000 円	1,206,000 円 / 707,000 円	974,000 円 / 696,000 円	
報酬	議 長	736,000 円	827,000 円 / 584,000 円		
	副 議 長	668,000 円	748,000 円 / 504,000 円		
	議 員	614,000 円	700,000 円 / 475,000 円		
期末手当	市 長	(R4年度支給割合)			
	副 市 長	3.30 月分			
	議 長	(R4年度支給割合)			
	副 議 長	3.30 月分			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給与月額×在職月数×50/100	26,784,000 円	任期毎	
		給与月額×在職月数×40/100	17,990,400 円	任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

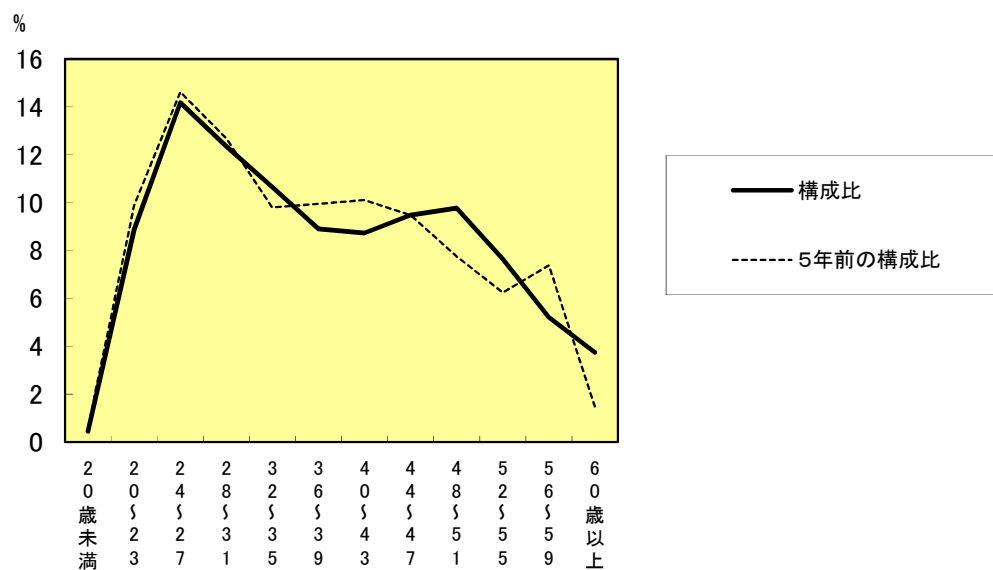
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
				令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	人	16	16	0	文化振興関連体制の強化など 育休代替任期付職員の減員 体制の見直しなど 体制の見直しなど 体制の見直しなど 業務の移管に伴う減員など 環境保全業務体制の強化など
		総 務	人	339	345	6	
		税 務	人	98	97	▲ 1	
		労 働	人	3	3	0	
		農林水産	人	85	83	▲ 2	
		商 工	人	35	37	2	
		土 木	人	318	311	▲ 7	
		民 生	人	736	723	▲ 13	
		衛 生	人	323	327	4	
	計			1,953	1,942	▲ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.52 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 47.28 人)
	教育部門			224	243	19	学校の体制強化など
	消防部門			393	399	6	消防体制の充実
	小 計			2,570	2,584	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.22 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 64.88 人)
公営企業部門等	病 院			1,202	1,235	33	医療体制の充実
	水 道			99	99	0	
	下水道			62	62	0	
	その他			82	84	2	
	小 計			1,445	1,480	35	国民保険年金関連業務の強化
合 計				4,015 [4,112]	4,064 [4,144]	49 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.72 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 18	人 361	人 576	人 502	人 433	人 362	人 355	人 385	人 397	人 311	人 212	人 152	人 4,064

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,843	1,845	1,911	1,953	1,953	1,942	99 (5.4%)
教育	202	218	223	226	224	243	41 (20.3%)
消防	382	386	387	391	393	399	17 (4.5%)
普通会計計	2,427	2,449	2,521	2,570	2,570	2,584	157 (6.5%)
公営企業 会計計	1,341	1,393	1,424	1,448	1,445	1,480	139 (10.4%)
総合計	3,768	3,842	3,945	4,018	4,015	4,064	296 (7.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
R4年度	千円 6,787,327	千円 782,925	千円 499,703	% 7.4	% 7.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 141,896千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 99	千円 363,392	千円 126,411	千円 151,796	千円 641,599	千円 6,481

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

(参考) 全国市平均
一人当たり給与費
千円
6,018

イ 特記事項

なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岡崎市水道事業	43.8 歳	313,154 円	586,093 円
団体平均	40.1 歳	303,216 円	553,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岡崎市水道事業	岡 崎 市
1人当たり平均支給額(R4年度) 1,533 千円	1人当たり平均支給額(R4年度) 1,375 千円
(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

岡崎市水道事業			岡 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	27,347 千円	1人当たり平均支給額	1,615 千円	21,033 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)			40,651 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)			410,621 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡崎市	10.5 %	99 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)		1,752 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		25,391 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R4年4月実績)		69.7 %
手当の種類		9 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	主な支給対象職員	
滞納整理業務手当	右の業務に従事した職員	出張による水道料金、下水道使用料、修繕工事費等の徴収又は滞納整理の業務	日額	200円(滞納整理の業務に従事した場合 300円)
防疫等業務手当	右の業務に従事した職員	特定感染症若しくは特定家畜伝染病の病原体等に汚染され、若しくは汚染されている疑いのある動物若しくは病害虫を駆除し、又は特定感染症若しくは特定家畜伝染病の病原体等の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件を処理する業務	日額	290円
有害物取扱手当	右の業務に従事した職員	毒物、劇物又は有機溶剤を使用して行う業務	日額	250円
危険物保安手当	右の業務に従事した職員	消防法の規程による危険物の貯蔵又は取扱いに対する保安検査等の業務	日額	200円
災害応急業務手当	右の業務に従事した職員	ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺若しくは鉄道施設等において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業 イ 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める作業	日額	ア 巡回監視 710円、応急作業 1,080円 イ 840円
		ウ 勤務時間条例第2条の規定により定められた勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で行う作業	1回	500円
動力機械等取扱手当	右の業務に従事した職員	ア 配水管類の接合業務又はガスを使用して行う溶接作業 イ 舗装用エンジンランマー機の運転業務またはコンクリート用ブレイカーを使用して行う業務 ウ 動力草刈機又はチェーンソーを使用して行う作業	1回	ア 200円 イ 400円 ウ 400円

高所等業務手当	右の業務に従事した職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地表下4メートル以上の深所で行う監督、検査等の業務	日額	220円(地上若しくは水面上20メートル以上又は地表下10メートル以上の箇所で行われた場合 320円)
取水路等処理手当	右の業務に従事した職員	取水路等に滞留した汚泥のしゅんせつ業務又は処理業務	日額	400円
夜間特殊業務手当	右の業務に従事した職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に置かれて行われる浄水場における水質の維持管理の業務	日額	勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1,000円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で、深夜における勤務時間が2時間以上の場合 730円 2時間未満の場合 410円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R4年度決算)	39,825 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	442 千円
支給実績(3年度決算)	32,538 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	366 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)
扶養手当	配偶者 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 子 10,000円 父母等 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 満16歳～22歳年度の子の加算 5,000円	同じ	—	15,618 千円	236,638 円
住居手当	借家居住者 11,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円	同じ	—	6,089 千円	320,465 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額(上限55,000円) 自動車等使用者 通勤距離に応じて支給(上限29,300円)	同じ	—	8,305 千円	101,276 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに支給 50,000円～114,200円	同じ	—	8,149 千円	905,467 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	588 千円	6,532 円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
R4年度	千円 8,418,571	千円 346,175	千円 228,505	% 2.7	% 2.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費127,208千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 62	千円 201,462	千円 70,624	千円 83,621	千円 355,707	千円 5,737
(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。						(参考) 全国市平均 一人当たり給与費 千円 5,936

イ 特記事項

なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岡崎市下水道事業	38.8 歳	290,944 円	541,802 円
団体平均	40.1 歳	303,216 円	553,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岡崎市下水道事業	岡 崎 市
1人当たり平均支給額(R4年度) 1,349 千円	1人当たり平均支給額(R4年度) 1,375 千円
(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

岡崎市下水道事業			岡 崎 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,615 千円	21,033 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)			22,631 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)			365,021 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡崎市	10.5 %	62 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		360 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4年4月実績)		8.1 %	
手当の種類		1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	主な支給対象職員
滞納整理業務 手当	右の業務に従事した 職員	出張による水道料金、下水道使用 料、修繕工事費等の徴収又は滞納 整理の業務	日 額 200円(滞納 整理の業務 に従事した 場合 300 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(R4年度決算)	25,838 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	478 千円
支給実績(3年度決算)	21,113 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	406 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(R3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)
扶養手当	配偶者 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 子 10,000円 父母等 行7級以下 6,500円 行8級 3,500円 行9級以上 支給なし 満16歳～22歳年度の子の加算 5,000円	同じ	—	7,287 千円	227,704 円
住居手当	借家居住者 11,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円	同じ	—	3,395 千円	308,641 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額(上限55,000円) 自動車等使用者 通勤距離に応じて支給(上限29,300円)	同じ	—	4,679 千円	97,481 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに支給 50,000円～114,200円	同じ	—	6,790 千円	848,700 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	8 千円	145 円